

飼料増産総合対策事業のうち飼料用米農薬安全確保対策

【261（441）百万円】

対策のポイント

飼料用米を” 粳（もみ）” のまま給与する効率的な方法を推進するため、適正な農薬使用を可能とする基準づくりのための試験実施を支援します。

<背景/課題>

（飼料用米の生産）

飼料用米については、食料自給力・自給率向上のための戦略作物として、生産拡大を推進していますが、その効率的な利用のため、鶏を中心に粳米のまま給与する方法が期待されております。

一方で、粳米を飼料用として給与することについては、農薬の残留についての知見がないため、現在は食の安全・安心に万全を期す観点から、稲の出穂期以降の農薬散布は控える措置が指導されております。

このような中で、粳米利用を安心して拡大するため、粳米及び粳米を給与した畜産物中の農薬の残留についての試験を行い、病虫害防除に必要な農薬の適正使用を可能とし、飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保を図ります。

政策目標

飼料自給率の向上

26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 事業内容

（1）作物残留試験

稲の病虫害防除のために使用されている農薬について使用基準に基づく使用をした場合の飼料用米（粳米）の農薬残留試験を実施します。

【補助率：定額】

（2）畜産物の残留試験

使用基準に基づいて農薬を使用した場合について粳米利用の畜産物の農薬残留を評価するための試験を実施します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399（直））]